

川西町告示第28号

令和8年度川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

川西町長 茂 木 晶

令和8年度川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第15号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 再生可能エネルギー設備 次の設備、機器又は装置をいう。
 - ア 太陽光発電設備 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びその附属設備をいう。
 - イ 定置用蓄電池設備 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型の蓄電池及びその附属設備をいう。
 - ウ 木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ及び薪ストーブ) ペレット又は薪を主燃料として使用するストーブをいう。
- (2) 住宅 川西町内において自ら所有し、かつ、常時自らの居住の用に供される建物(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねる併用住宅を含む。集合住宅は除く。)をいう。
- (3) 事業所 川西町内において事業活動の用に供される建物をいう。
- (4) 事業完了の日 次のいずれかをいう。
 - ア 太陽光発電設備を単体で設置する場合又は太陽光発電設備及び定置用蓄電池設備を同時に設置する場合にあっては、設置工事を完了し、かつ、電力会社との受給契約に基づき売電を開始する電力受給開始日をいう。
 - イ 既に受給開始された既設の太陽光発電設備に接続する定置用蓄電池設備を設置する場合にあっては、支払いを完了した日をいう。
 - ウ 木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ及び薪ストーブ)を設置する場合にあっては、支払いを完了した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 川西町内に住所を有する個人又は川西町内で1年以上同一事業を継続して営んでいる法人若しくは個人事業主であること。
- (2) 町税等(補助金の交付申請兼実績報告時において、納期限が到来しているもの)を滞納していないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、すべての世帯員が滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を当該年度の4月1日から3月末までに完了していること。
- (4) 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)の設置にあたり、川西町の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 補助対象設備に対する補助金の交付は、住宅又は事業所1軒につき1回とし、過去に同一の補助対象設備に係る川西町の補助金の交付を受けていないこと。ただし、別表第1の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定められている法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)を経過した補助対象設備についてはこの限りではない。

(補助対象設備)

第4条 補助対象設備の要件は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、本体、附属機器等の購入及び設置工事に係る費用の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 各補助対象設備共通の添付書類

ア 補助金交付申請者及びすべての世帯員の町税の納税証明書の原本(補助金の交付申請兼実績報告時において、納期限が到来しているもの)。ただし、本項に規定する交付申請書兼実績報告書の町税等収納状況の調査をおこなうことに承諾することにより添付を省略できるものとする。

イ 登記簿謄本の原本(法人の場合)

ウ 補助対象設備を設置する建物の位置図

エ 補助対象設備の設置状況が確認できる建物の全景及び補助対象設備の写真

オ 補助対象設備の仕様書等の写し

カ 補助対象設備に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し

キ 補助対象設備に係る経費内訳が示された領収書又は割賦販売契約書等の写

し。ただし、領収書に補助対象設備以外の設備等を含む場合は、補助対象経費を明らかにすること。

ク 補助対象設備の保証書又は出荷証明書等の写し

(2) 太陽光発電設備の添付書類

ア 電力会社との電力受給契約確認書の写し

イ 太陽電池モジュールの配置図の写し

ウ 太陽電池モジュールの出力対比表又は製造番号表の写し

(3) 定置型蓄電設備の添付書類

ア 電力会社との電力受給契約確認書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出期限は、当該年度の3月末までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条第1項の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、規則第5条第1項の規定によらず、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

4 町長は、第1項の規定により不交付を決定したときは、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第2項の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、交付対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 交付対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金財産処分承認申請書(別記様式第5号)を町長に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の財産処分承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金財産処分承認通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(協力)

第11条 町長は、交付対象者に対し、補助対象設備の稼働状況等に関する資料の提供、その他調査に関し協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた交付対象者は、これに応じるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
定置用蓄電池設備	6年
木質バイオマス燃焼機器 (ペレットストーブ及び薪ストーブ)	6年

別表第2（第4条関係）

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	<p>次のすべてを満たすこと</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか（小数点以下第2位未満を切り捨てた値とする。）が10kW未満であること。</p> <p>(2) 発電された電気が、住宅又は事業所において自家消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流するものであること（全量買取は対象としない。）。</p> <p>(3) 新たに設置又は増設するものであること。</p> <p>(4) 当該年度内に電力会社との電力受給契約を締結し、電力の受給を開始すること。</p> <p>(5) 未使用品であること（中古品・リース品は対象外とする。）。</p>
定置用蓄電池設備	<p>次のすべてを満たすこと</p> <p>(1) 一般財団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が実施する環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業」に登録された製品であること。</p> <p>(2) 新たに設置又は増設するものであること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備と常時接続するもので、接続する太陽光発電設備は新設、既設を問わず、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか（小数点以下第2位未満を切り捨てた値とする。）が10kW未満であること。</p> <p>イ 発電された電気が、住宅又は事業所において自家消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流するものであること（全量買取は対象としない。）。</p> <p>ウ 電力会社との電力受給契約を締結し、電力の受給を開始すること。</p> <p>(4) 未使用品であること（中古品・リース品は対象外とする。）。</p>
木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ及び薪ストーブ）	<p>次のすべてを満たすこと</p> <p>(1) 補助対象経費が20万円を超えるものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること（中古品・リース品は対象外とする。）。</p>

別表第3（第5条関係）

補助対象設備	補助金の額
(単体設置) 太陽光発電設備	補助対象経費の10分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、8万円を限度とする。
(単体設置) 定置用蓄電池設備	補助対象経費の10分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、8万円を限度とする。
(同時設置) 太陽光発電設備及び定置用蓄電池設備	補助対象経費の10分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、16万円を限度とする。
木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ及び薪ストーブ）	補助対象経費の10分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を限度とする。